

野生有害鳥獣被害防止対策に関する意見書

本町のような中山間地域においては、野生有害鳥獣による農林業への被害が深刻化し、様々な被害防止対策を講じているものの被害は広範囲にわたる状況である。本町においては合併以前より捕獲班による駆除を実施し、特に最近の4年間では8千万円近くの一般財源を投じ駆除してきたが、抜本的な解決には至っていないのが現状である。これには、過疎化の進行と相まって狩猟者の高齢化や後継者の育成が進んでいないこと、また狩猟免許の取得や継続等に要する費用負担及び規制が厳しい状況も重なり、狩猟者の数が激減していることが大きいといえる。

野生有害鳥獣の中でもシカによる食害は、農林産物のみならず山地の草木にも及び、林地の荒廃をもたらしている。荒廃した林地は雨により山腹が崩壊し、崩壊により谷川に流れ出た土砂がダム湖に堆積し、ダムの機能低下はもちろん洪水時における浸水被害を起こすなど負の連鎖を生じさせている。また、農地においては、サル、イノシシ、シカの食害により、高齢化した農家の生産意欲を減少させ、農地の耕作放棄化に繋がっている。中山間地域の農地は、国土保全機能、水源かん養機能等の多面的機能により多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られていると言っても過言ではない。しかし、野生有害鳥獣の被害により農地のこれらの多面的機能が低下し、国全体に大きな経済的損失が生じている。

このような状況から、国土保全上早急な対策が必要となっているなかで、市町村においては、野生有害鳥獣の被害に対して有効な手段が講ぜず、ますます農林業への被害が拡大しており、野生有害鳥獣の被害防止対策に必要とされる狩猟ノウハウの継承も危機的な状況になりつつある。

については、被害の深刻化・広域化に対して野生有害鳥獣対策を抜本的に強化するため、下記の事項について強く要望する。

記

1. 狩猟者の確保

あらゆる野生有害鳥獣対策に必要とされる狩猟者の確保を図るため、早急に実効性のある対策を講じること。特に、狩猟免許取得及び更新に関する規制緩和を図るとともに、受験手数料及び講習料等について特段の財政支援措置を講ずること。

2. 捕獲に関する規制緩和

野生有害鳥獣による農林業被害に迅速に対応するため、市町村への野生有害鳥獣捕獲許可の権限の拡大、野生有害鳥獣捕獲目的で市町村の農林業者が行う「わな」の設置に関する規制の緩和等を行うこと。

3. 国、県、市町村の連携

野生有害鳥獣による被害対策は、市町村単体では効果的な対策とならないため、広域での駆除、捕獲が必要である。また国の管理する国有林での対策はもとより国土を

保全する必要もあることから、国は都道府県及び市町村とも協議・連携し、国の責任において防除対策並びに駆除、捕獲対策を講ずること。

4、専門家の育成・確保

現場では、野生有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、対策技術の開発・普及、専門家の育成等を推進すること。

5、財政負担の軽減

野生有害鳥獣対策に要する経費については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、特別交付税で8割程度が優遇措置されているが、年々対策に要する費用が増加しており市町村の財政を圧迫していることから、関連予算の拡充と地方財政措置の充実をより一層行うこと。

6、人と野生鳥獣の棲み分け

里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりなど、人と野生鳥獣の棲み分け対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日

徳島県那賀町議会

提出先

内閣官房（総理大臣・官房長官）

内閣総理大臣 野田佳彦 様

内閣官房長官 藤村 修 様

総務省 総務大臣 川端達夫 様

環境省 環境大臣 細野豪志 様

農林水産省 農林水産大臣 郡司 彰 様

国土交通省 国土交通大臣 羽田雄一郎 様

国会（衆議院議長・参議院議長）

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 平田健二 様